

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：総務局

機関名称	東京都固定資産評価審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	地方税法第401条の2、東京都固定資産評価審議会条例
設置年月日	昭和37年12月1日
機関の目的 ・所掌内容	東京都各市町村における固定資産評価の適正を図る。
委員数	12名 (うち、女性委員数5名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	地方税法第22条に抵触する事項及び東京都情報公開条例第7条各号に該当する事項を議事とする場合は、一部非公開。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	地方税法第22条に抵触する事項及び東京都情報公開条例第7条各号に該当する事項を議事とする場合は、一部非公開。
備考	
HPのURL	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/05gyousei/04koteishisanhyoukashinngikai.html
問い合わせ先	総務局行政部市町村課 電話番号： 03-5388-2435